

令和 7 年度
事業計画(案)

社会福祉法人白老宏友会
指定特定相談支援事業所「ゆから」

1、はじめに

指定特定相談支援事業所「ゆから」の運営は、法人の窓口的な役割を果たす相談支援事業所として、法人所属利用者を中心に他の白老在住の契約利用者を含め常に人権を尊重し計画相談支援を実施していく。

利用者のサービス等利用計画については、福祉環境、地域資源、行政、関係機関との協力調整等により本人ご家族のニーズに即した計画相談支援を実施していく。更新時期の利用者についてはモニタリングにより支援計画の作成報告を行っていく。

研修参加については、講演形式による相談支援の課題や方向性、成年後見人に関する情報収集など状況に応じ行っていく。

利用者の多様性を鑑み、相談支援専門員の配置の状況・体制の継続性について準備を行っていく。

2、運営の基本方針

(1) 事業については、利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との緊密な連携を図りつつ、指定特定計画相談支援を当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、適切かつ効果的に行うものとする。

(2) 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って、当該利用者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の福祉サービス事業等を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。

(3) 事業の実施に当たっては、自らその提供する指定計画相談支援の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(4) 事業の実施に当たっては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」(平成24年厚生労働省令第28号)に定める内容を遵守する。

3、事業内容

(1) 計画相談支援

・サービス利用支援

- ① 申請にかかる利用者の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障がい福祉サービスの種類・内容等を記載した「サービス等利用計画(案)」を作成報告する。
- ② 支給決定若しくは変更の決定後に指定障害福祉サービス事業所等との連絡調整等の便宜を供与すると共にサービスの種類内容等を記載した「サービス等利用計画」を作成報告する。

・継続サービス利用支援

支給決定の有効期間内において、当該者にかかるサービス等利用計画が適切であるかどうか、モニタリング期間ごとに障害福祉サービス又は地域相談支援の利用状況を検証し、「サービス等利用計画」の見直しを行い、その結果に基づき次のいずれかの便宜を供与する。

- ① 「サービス等利用計画」を変更すると共に、関係者との連絡調整等を行う。
- ② 新たな支給決定若しくは支給決定の変更が必要と認められる場合において、当該支給決定利用者に対し申請業務等を行う。

4、研修関係及び地域課題への取組み

- (1) 東胆振圏域の相談支援事業所会議等についての情報収集を行っていく。
- (2) 必要な相談支援専門員研修について準備及び実施に向けていく。
- (3) 白老町自立支援協議会相談支援部会や成年後見人に関する研鑽を行っていく。

相談実施予定件数

新規更新	70 件
継 続	235 件
総 数	305 件

ゆから担当利用者状況（全 129 名）

1、行政機関別

- ・白老町 65 名 ・室蘭市 14 名 ・登別市 15 名
- ・苫小牧市 18 名 ・千歳市 2 名 ・江別市 2 名
- ・伊達市 1 名 ・函館市 1 名 ・三笠市 1 名
- ・浦河町 1 名
- ・札幌市西区 3 名 ・札幌白石区 2 名 ・札幌清田区 1 名
- ・札幌北区 1 名 ・札幌東区 1 名 ・札幌南区 1 名

2、事業所等別

- ・法人関係利用者 114 名
- ・法人外利用者 15 名
（フロンティア 6 名、北海道リハビリ 4 名、かしわぎ園 2 名
ファミリー 1 名、在宅 2 名）